

城里町七会町民センター
管理運営業務

指定管理者募集要項

令和 7 年 7 月

茨城県東茨城郡城里町

1 趣 旨

城里町七会町民センターの管理運営を効果的かつ効率的に行うことを目的として、城里町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、指定管理者（管理運営を実施する法人その他の団体）を募集します。

2 施設の概要

施 設 の 名 称	城里町七会町民センター		
施 設 の 所 在 地	茨城県東茨城郡城里町大字小勝 2268 番地の 3		
施設の設置目的	地域社会における自主的な活動及びスポーツを通じた交流の場を提供することにより地域の活性化を図り、もって豊かな町民生活の創造、魅力あるまちづくりに寄与するとともに、地域住民の利便性の向上に資するため。		
施 設 の 概 要	○ 敷地面積 約 101,619 m ² 観察の森法面 7,600 m ² グラウンド 15,720 m ² ナセリ 130 m ² バーベキューサイト 13,500 m ² （旧テニスコート周辺） 旧テニスコート川沿い法面 4,500 m ² 旧校舎跡地 9,200 m ² 旧校舎川沿い法面 4,400 m ² 旧校舎裏土手 900 m ² こぶし植栽地 700 m ² プール井戸敷地 500 m ² 計 57,150 m ² ○ 建物 部室 1 棟 非木造鉄骨造 62.00 m ²		

3 募集の要件

- ①茨城県内に常時契約のできる営業所及び事業所を有する団体。
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定（同項を準用する場合を含む。）により本町における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- ③会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更正又は再生手続を行っていない団体であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される団体でないこと。
- ④指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法（昭和 22 年法

律第 67 号) 第 92 条の 2、第 142 条 (同条を準用する場合を含む。) 又は第 180 条の 5 第 6 項の規定により抵触することとならないもの。

- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる行動を行う団体でないこと。
- ⑥国税、県税、市町村税を滞納していない団体であること。
- ⑦城里町七会町民センターと城里町健康増進施設ホロルの湯と城里町総合野外活動センター (城里町家族旅行村「藤井川ふれあいの里」、グリーン桂うぐいすの里) を一体で施設の管理運営が可能な団体であること。(城里町健康増進施設ホロルの湯と城里町総合野外活動センターの指定管理者募集に同時申請すること。)
- ⑧指定管理者 (元請) 又は下請予定業者において、過去 5 年以内に J リーグ (プロサッカーチーム) が、練習場として利用する天然芝グラウンドの管理実績が 3 年以上連続してあり、技術者を週 2 日以上配置できる団体であること。

4 申請書類

- ①指定申請書 (様式第 1 号)
- ②管理運営に関する事業計画書 (様式第 2 号) 5 か年の計画書
- ③管理運営に関する収支予算書 (様式第 3 号) 5 か年の予算書
- ④定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本 (法人以外にあっては、会則等)
- ⑤団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- ⑥税の滞納がないことを証明する書類
(国・県納税証明書、市町村税完納証明書等または非課税証明書)
- ⑦グラウンド管理実績を証明する書類 (契約書の写し等)
- ⑧誓約書 (任意方式)
- ⑨提出書類のうち該当のないものについての申立書
- ⑩その他町長が必要と認める書類

5 指定管理者募集に関する事項

①募集要項の配布方法

配布期間：令和 7 年 7 月 28 日 (月) から令和 7 年 9 月 30 日 (火) までの平日
午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時の間は除く)

配布場所 茨城県東茨城郡城里町石塚 1428 番地の 25
城里町役場 本庁舎 2 階 まちづくり戦略課
町ホームページ

②募集に関する質問

受付期間：令和 7 年 7 月 28 日 (月) から令和 7 年 8 月 22 日 (金) まで
送付方法 郵送又は F A X のいずれかで、下記問合せ先まで期間内に送付し

てください。

〒311-4391 茨城県東茨城郡城里町石塚 1428 番地の 25
城里町役場 本庁舎 2 階 まちづくり戦略課
TEL 029-288-3111
FAX 029-288-3113

回答期間：令和 7 年 8 月 25 日(月)から令和 7 年 9 月 30 日(火)まで

③申請書類の受付

受付期間：令和 7 年 7 月 28 日(月)から令和 7 年 9 月 30 日(火)まで

提出方法：下記提出先まで持参してください。平日の午前 9 時から
午後 5 時までとします。(正午から午後 1 時の間は除く。)

提出先：〒311-4391 茨城県東茨城郡城里町石塚 1428 番地の 25
城里町役場 本庁舎 2 階 まちづくり戦略課

④指定管理者候補者選定委員会委員によるヒアリングの開催

開催日時及び実施方法など詳細は、別途申請書類提出者に通知します。

開催場所：城里町役場 会議室

⑤選定結果の通知

令和 7 年 11 月中旬頃

ヒアリング結果を元に指定管理者候補者選定委員会で申請者の評価を行い、
指定管理者の候補者を選定します。結果は指定管理者候補者選定委員会終了後
速やかに結果をお知らせします。

⑥指定管理者の指定

令和 7 年 12 月開催予定の議会定例会において、公の施設の指定管理者の指
定についての議決を経て、指定を行います。

⑦指定管理者との協定の締結

令和 8 年 1 月上旬に「基本協定」及び「年度協定」を締結する予定です。

6 選定の方法および選定の基準

提出された申請書類を、城里町指定管理者候補者選定委員会設置規則第 7 条の規
定により下記基準に基づき選定委員会で審査し、候補者を選定します。

- ①利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ②公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- ⑤地域における住民の声が反映される管理が行われること。
- ⑥関係法令を遵守し、施設利用者の安全を確保しているものであること。

7 管理の基準

①利用の許可、利用の制限、利用の許可の取消等

城里町七会町民センター設置及び管理に関する条例及び城里町七会町民センター設置及び管理に関する条例施行規則に従ってください。

②城里町個人情報保護法施行条例の適用について

指定管理者には、城里町個人情報保護法施行条例(令和5年3月28日条例第1号)及び城里町個人情報保護法施行細則(令和5年3月31日規則第9号)の規定により、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関しては本町と同等の責務(収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機処理の制限、電子計算機結合の制限等)が課せられるほか、後日、本町と締結する協定において、本町から利用者に関する個人情報の開示の要求等があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

③城里町行政手続条例の適用について

指定管理者は、城里町行政手続条例(平成17年城里町条例第12号)第2条第3号の「行政庁」に該当するため、使用承認等は同条例の定めに従って行うこととなります。

④城里町情報公開条例の適用について

指定管理者は、城里町情報公開条例(平成17年城里町条例第10号)の規定により、情報公開の努力義務が課せられるほか、後日、本町と締結する協定において、本町から管理業務に関する文書等の提出の要求等があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

8. 業務の範囲

①施設の運営及び維持管理

利用者が安全かつ快適に利用できるようにするための施設の案内、秩序維持管理、衛生的環境の確保、火災・盗難など事故・事件の予防等の施設の維持及び管理。(施設の修繕、建物の設備の点検、警備に係る業務)

②使用許可等に関すること。

ア. 利用の許可

城里町七会町民センター設置及び管理に関する条例

イ. 許可の取消し等

城里町七会町民センター設置及び管理に関する条例

ウ. 使用料免除申請書の受付

城里町七会町民センター設置及び管理に関する条例施行規則

③前号に係る利用料金の収受

④上記業務に付随する業務

9 利用料金に関する事項

①利用料金制度の採用

城里町七会町民センターにおいては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 号に定める利用料金制度を採用します。

②利用料金の額

城里町七会町民センターの利用料金の額は、城里町使用料及び手数料条例（平成 17 年城里町条例第 53 号）に定める金額の範囲内において、定める額とします。ただし、株式会社フットボールクラブ水戸ホーリーホックが使用するグラウンド使用料については、城里町と株式会社フットボールクラブ水戸ホーリーホックの間で締結した協定書の使用料金により徴収するものとします。

10 管理運営の費用

維持管理・運営に係る費用は、次の収入を充当できるものとします。

①指定管理者が運営する施設等の使用料及び物品等の販売から得る収益。

②城里町が支払う委託料

- (1) 指定管理者が行う業務に要する経費は、会計年度（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日まで）ごとに、別途「城里町七会町民センターの管理に関する年度協定」を締結のうえ、予算の範囲内で支払います。
- (2) 町からの指定管理料に利用料金の額を加えた額が、業務の実施に要する費用の額に達しない場合であっても、町はその差額を補填しません。利用料金収入見込み額を超えて収入があった場合は、指定管理者の収入とする。ただし、大幅な収入増になった場合については、町と協議し利用者の要望に対応する方策を講じるものとする。

11 指定期間

今回指定を行う指定管理者が、城里町七会町民センターの管理を行う期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとします。

12 添付資料

- ①城里町七会町民センター（旧七会中学校跡地）平面図
- ②城里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年城里町条例第 56 号）及び条例施行規則（平成 17 年城里町規則第 50 号）
- ③城里町七会町民センターの設置及び管理に関する条例（平成 29 年城里町条例第 34 号）及び条例施行規則（平成 29 年城里町規則第 21 号）
- ④城里町行政財産使用料徴収条例（平成 17 年 2 月 1 日条例第 52 号）及び条例施行規則（平成 17 年 2 月 1 日規則第 47 号）

13 その他

①申請書類の取下げ及び書類の修正について

申請の取下げを行う場合は、取下げ書を提出（任意様式）して下さい。

申込書類の修正はできません。（軽微な修正を除く。）

②従業員の雇用の保全

現在就業している正社員従業員については、現在の待遇で雇用を引き継ぐこと。

期間雇用従業員についても、本人の同意なく解雇を行わないこと。

14 問合せ先及び申込書類の提出先

〒311-4391 茨城県東茨城郡城里町石塚 1428 番地の 25

城里町役場 本庁舎 2 階 まちづくり戦略課（商工・観光 G）

TEL 029-288-3111

FAX 029-288-3113

○城里町七会町民センターに係る指定管理者施設(旧七会中学校跡地)

城里町大字小勝字押寄木2268-3 外
城里町大字小勝字押寄木2363-1 (プール井戸敷地)



